

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会  
給付事業・助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、共済運営規程第33条第12項並びに第36条第4項の定めにより、給付事業と助成事業の実施にかかわる事項を定めるものであり、事業を滞りなく執り行うことを目的とする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、下記の通りとする。

事業区分	No	事業名	内 容
給付事業	1	死亡弔慰金	実父母、実子、養父母・養子が亡くなった場合。
	2	結婚祝金	入籍した場合。
	3	出産祝金	子が生まれた場合。多胎児の場合、子1人につき請求可。
	4	卒業祝金	被共済職員と同居する子が小学校・中学校を卒業した場合。
	5	傷病見舞金	病気やケガにより、入院または自宅療養にて、連続して31日以上休業した場合。
	6	災害見舞金	自然災害や火災により、居住する住宅等が被災した場合。別に定める給付基準による。
	7	手術見舞金	病気やケガの治療を目的とした手術をした場合。 ※対象にならない手術があります。
	8	育児休業給付金	家族の育児のため、同一年度内に、合算して31日以上の子育て休業を取得した場合。
	9	介護休業給付金	家族の介護のため、同一年度内に、合算して31日以上の子育て休業を取得した場合。
	10	資格取得祝金	次の資格を取得した場合。 ①社会福祉主事 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤介護支援専門員 ⑥精神保健福祉士 ⑦管理栄養士 ⑧言語聴覚士 ⑨理学療法士 ⑩作業療法士 ⑪看護師 ⑫調理師 ⑬幼稚園教諭 ⑭公認心理師 ⑮保健師 ⑯手話通訳士
助成事業	11	資格研修助成金	次の資格を取得した場合。 ①サービス管理責任者(実践研修) ②知的障害援助専門員 ③認定介護福祉士 ④保健児童ソーシャルワーカー ⑤介護福祉士実務者研修 ⑥主任介護支援専門員 ⑦児童発達支援士 ⑧社会福祉施設長資格 ⑨社会福祉法人経営実務検定 ⑩認定社会福祉士

	12	健康管理助成金	共済会の定める検査項目による人間ドック等を受診した場合。別に定める実施要綱による。
--	----	---------	---

(請求条件)

第3条 事由発生日時点で被共済職員であることとし、前条の No. 10「資格取得祝金」は、受験時、合格時、資格取得時、請求時において被共済職員であることとする。

2 申請は共済会の事業年度内1回とする。そのほかの条件は次のとおりとする。

(1) 前条の No. 5「傷病見舞金」は12ヶ月に1回の申請とする。

(2) 前条の No. 10「資格取得祝金」と No. 11「資格研修助成金」は、1つの資格につき1回の申請とする(更新の都度等の複数回の申請は不可)。

3 前条の No. 7～9と No. 10-⑮(保健師) および No. 11 の事業は2022年10月1日から、No. 4と No. 10-⑯(手話通訳士)は2023年4月1日から運用開始とし、その日以降の事由から対象とする。

4 請求の時効は、事由発生日より2年間とする。

(事業利用方法)

第4条 会員は、被共済職員の申し出により、共済会が定める給付金助成金請求書(第15号様式)に、下記の添付書類(コピー可)を添えて、事由発生日以降に申請すること。

	事業名	内 容	
1	死亡弔慰金	被共済職員の関係と亡くなった日が確認できるもの 例) 亡くなった方の死亡届(死亡診断書可)と被共済職員の戸籍謄本	
2	結婚祝金	入籍日が確認できるもの 例) 戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書	
3	出産祝金	子の名前と出産日が確認できるもの 例) 出生届出済証明書付母子手帳もしくは戸籍謄本	
4	卒業祝金	同居親子であること、小学校卒業・中学校卒業が証明できるもの 例) 卒業証書か卒業証明書のいずれかと住民票	
5	傷病見舞金	傷病名と休業期間が確認できるもの 例) 診断書もしくは傷病手当金申請書(医師の証明付きのもの)	
6	手術見舞金	手術の内容、手術した年月日が確認できるもの 例) 領収書と診療明細書、診断書、手術にかかわる同意書	
7	育児休業給付金	合算して31日以上の子育て休業の取得が確認できる書類 例) 日本年金機構発行の子育て休業等取得者確認通知書	
8	介護休業給付金	合算して31日以上の子育て休業の取得が確認できる書類 例) 事業主発行の子育て休業取扱通知書もしくは介護休業給付金支給申請書	
9	資格取得祝金	社会福祉主事	社会福祉法第19条による養成機関等の発行する社会福祉主事資格認定書の写
		社会福祉士	厚生労働大臣の交付する社会福祉士登録証の写
		介護福祉士	厚生労働大臣の交付する介護福祉士登録証の写
		保育士	都道府県知事の交付する保育士証の写

	介護支援専門員	都道府県知事の発行する介護専門員証の写	
	精神保健福祉士	厚生労働大臣の交付する精神保健福祉士登録証の写	
	管理栄養士	厚生労働大臣の交付する管理栄養士免許証の写	
	言語聴覚士	厚生労働大臣の交付する言語聴覚士免許証の写	
	理学療法士	厚生労働大臣の交付する理学療法士免許証の写	
	作業療法士	厚生労働大臣の交付する作業療法士免許証の写	
	看護師	厚生労働大臣の交付する看護師免許証の写	
	調理師	都道府県知事の発行する調理師免許証の写	
	幼稚園教諭	都道府県教育委員会が発行する幼稚園免許状の写	
	公認心理師	厚生労働大臣の交付する公認心理師登録証の写	
	保健師	厚生労働大臣の交付する保健師免許証の写	
	手話通訳士	厚生労働大臣の交付する手話通訳士登録証の写	
10	資格研修助成金	サービス管理責任者	サービス管理者実践研修修了証書の写 ※児童発達支援管理責任者は除く
		知的障害援助専門員	知的障害援助専門員資格認定証の写
		認定介護福祉士	修了証明書の写
		保健児童ソーシャルワーカー	認定証の写
		介護福祉士実務者研修	修了証明書の写
		主任介護支援専門員	修了証明書の写
		児童発達支援士	認定証の写
		社会福祉施設長資格	社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院の発行する社会福祉施設長資格認定講習課程の修了証書の写
		社会福祉法人経営実務検定	合格証書の写
		認定社会福祉士	登録証の写

(変更)

第5条 この要綱を変更する場合は、会長の決定による。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。